

意見提出手続結果報告書

次の「第2次佐伯市林業振興計画（案）」について、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名称：第2次佐伯市林業振興計画（案）
- 2 意見募集期間：令和4年12月27日（火曜日）から令和5年1月26日（木曜日）まで
- 3 意見提出件数：2件
- 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

【意見】

①産業創出・経済振興の拠点創生について（取組内容について）

第1次産業（農・林・水）も6次産業化が競争力においても重要であるとする。第1次産業も6次産業化には異業種交流とDXの推進促進や支援サポートが必要。）

【実施機関の考え方】

現在、当市林業の関係者では、佐伯広域森林組合が中心となって、県南部地域における素材生産から住宅建築までの当市を含む関係機関が連携し、林業分野における6次産業化の普及・推進を図る取組を開始したところです。

御意見いただきました6次産業化の推進については、計画書の変更は行わず、計画書の1「持続的な林業の実現（3）木材利用の促進の取組の一つとして、このような川上から川下が連携する組織づくり等を支援し、木材の普及や利活用の推進に向けて取り組みます。

②未整備森林の目標値の変更について

【現行目標】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	5年間合計
未整備森林の解消面積	7ha	7ha	7ha	7ha	7ha	35ha



【変更目標】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	5年間合計
未整備森林の解消面積	7ha	160ha	640ha	960ha	1,440ha	3,207ha

未整備森林（16,000ha）を5年間で2割解消する目標値を期待します。

他自治体では、森林環境譲与税を活用した立ち上げフェーズ（R2～3）でさえ、経営管理権の集積計画策定に留まらず、すでに年間数十haの間伐実績があり、未整備森林解消が物理的に進んでいます。例えば、兵庫県養父市においては、127haの集積計画を策定し、令和元年に87haの間伐を実施していますが、本市においては、「今後5年で35haを計画」に留まっています。そのため、目標値アップのための戦略の下記のとおり提案します。

- ① 5年間のターゲットを「集落と川の周辺部」の未整備森林に絞る
- ② 未整備森林単体だけでなく、周囲の森林経営計画策定済森林とあわせて効率化
- ③ 解消リーダーを立てる（解消に特化した地域林政アドバイザーと地域おこし協力隊を雇用）
- ④ ボトムアップ解消を促す（小規模林業家と地域コミュニティが自ら行う森林保全への支援を強化）

【実施機関の考え方】

当市では、未整備森林の解消に向けて、未整備森林の事前調査（現地調査）、森林所有者の探索、森林所有者の意向調査と同意取得を円滑かつ計画的に進めていくため、大分県航空測量データ等の森林情報を基にGIS机上解析を実施し、経営管理が行われていないと見込まれる森林のうち、人工林資源量の多さ、山地災害危険エリアの有無、地籍調査完了の有無等を点数化し、評価点数の高い森林（優先度の高い森林）から逐次、実施していく方針を策定して森林経営管理制度を推進しております。

本計画案における目標値については、制度推進の取組や、関係者との対外的要素の実情も勘案し、未整備森林解消に向けた取組の中で、森林経営管理権の設定や当市と森林所有者の協定による森林の管理や整備等、その成果が確実に把握できる数値を年度ごとで集計し、本事業推進の結果として達成すべき目標値として設定しました。

なお、未整備森林の解消については、前述の目標値だけでなく、意向調査の推進や森林経営管理制度の周知を図るなかで、森林所有者本人による管理や整備、林業事業体への委託、既存の森林経営計画への編入、新たな森林経営計画の策定といった森林の管理や整備が行われた森林も、その取組の成果であると考えております。このような数値は把握が難しいものの、関係者から情報収集し、その把握に努めてまいります。

また、当市におきましては、人工林の主伐、再造林を年間約300ha、除伐、間伐等保育施業も、年間100ha以上行われており、さらに主伐や再造林時には、事業体が連携し既存の森林経営計画への追加等も進められ、このような動きも森林の適正な管理や未整備森林の解消に繋がるものと考えております。

以上のような理由から、本計画における目標値については、計画案の数値を採用したいと考えます。いただきました御提案は、当市の林業振興に大変貴重な御意見として承り、本事業に関する諸課題を克服しながら、目標値を達成し、更なる成果をあげられるよう、事業に取り組んでいきたいと考えております。

《目標値アップの戦略提案事項について》

- ① 「5年間のターゲットを「集落と川の周辺部」の未整備林に絞る」について

当市では、森林経営管理制度の推進方針として、GIS 机上解析結果にて、経営管理が行われていないと見込まれる森林のうち、施業の優先度が高いと評価された森林（評価点数の高い森林）に絞って、逐次、実施していくこととしています。

また、集落周辺部の取組については、令和2年度から「さいきの森整備事業」を創設し、住宅等裏山の危険林解消や集落の里山林整備の支援を行っており、河川周辺部の取組については、河川沿いのスギ等人工林について、浸食により下流へと流出しないよう県の補助事業を活用し、「河川沿いの森林整備事業」を関係団体により実施しております。

そのため、森林経営管理制度の現況調査の進捗も踏まえ、このような事業も活用しながら、集落及び河川の周辺部の森林整備を図っていきたいと考えています。

②「未整備林単体だけでなく、周囲の森林経営計画策定済森林とあわせて効率化」について

施業の集約化による効率化を図るため、森林経営計画策定済森林と連携して森林整備ができるよう、森林経営計画策定事業体と情報共有を図り、事業を進めていきたいと考えています。

③「解消に特化した地域林政アドバイザーと地域おこし協力隊を雇用」について

地域林政アドバイザー等の雇用については、事業の継続性や担当の専門性を高めるといった点からも、採用に関し必要に応じて検討していきたいと考えています。

④「小規模林業家と地域コミュニティが自ら行う森林保全への支援を強化」について

今年度、小規模林業家として、森林保全できる技術を身につけられるよう支援するため、「林業作業員確保育成事業（補助事業）」創設しています。また、森林作業道開設や整備を支援する「森林作業道開設・整備事業」及び小規模間伐事業や地域コミュニティが自ら実施する里山整備を支援する「さいきの森整備事業」などの支援制度があります。このような事業を活用していただくよう制度の周知を図り、小規模林業家及び地域住民が森林保全に主体的に取り組む体制づくりを支援していきたいと考えています。

5 意見に基づいて修正した内容等
なし。

6 問い合わせ先
佐伯市役所農林水産部林業課（本庁舎3階）
直通電話 2 2 - 4 2 1 4
Eメール：rinmu@city.saiki.lg.jp